

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人福井大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当(ボーナス)については、役員の本給等に、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長がその職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

福井大学は、本学の理念である「学術と文化の拠点として、高い倫理観のもと、人々が健やかに暮らせるための科学と技術に関する世界的水準での教育・研究を推進し、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材の育成と、独創的かつ地域の特色に鑑みた教育科学研究、先端科学技術研究及び医学研究を行い、専門医療を実践する」に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、教育改革、組織改革、入試改革、国際化等を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、福井大学の学長は、職員数約1,300名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,069万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

福井大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。

また、他の同規模の国立大学法人の長の報酬水準と概ね同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他の同規模の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	改定なし
理事		改定なし
理事(非常勤)		改定なし
監事		改定なし
監事(非常勤)		改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任	
法人の長	15,076	10,867	3,860	348 (単身赴任手当)	4月1日		
A理事	12,548	9,210	3,272	65 (通勤手当)			
B理事	12,483	9,210	3,272	()	4月1日		
C理事	12,561	9,210	3,272	78 (通勤手当)	4月1日		
D理事	12,529	9,210	3,272	46 (通勤手当)			*
E理事 (非常勤)	899	888		11 (通勤手当)			
F理事 (非常勤)	888	888		()			※
A監事	10,776	7,951	2,824	()			
B監事 (非常勤)	888	888		()			※

注1:「前職」欄の「*」は退職公務員,「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

注2:総額,各内訳について千円未満切り捨てのため,総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長					該当者なし	
理事					該当者なし	
監事					該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国及び他の国立大学法人の給与水準との均衡を図り、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律を受ける国家公務員の給与水準を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職務評価等の結果を踏まえ、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。ただし、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
昇給	1月1日に、前1年間における職員の勤務成績に応じて、4号給を標準として上位の号給に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における職員の勤務成績に応じて、支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- 職員給与規程等の改正(施行日:平成25年4月1日)
 - 平成25年4月1日において、31歳以上39歳未満の職員の号給を最大1号給回復
- 職員給与規程等の改正(施行日:平成26年1月1日)
 - 55歳を超える職員(一般職本給表(二)にあたっては57歳)の昇給について、極めて又は特に良好である職員を除き昇給停止
- 職員給与規程等の改正(施行日:平成26年2月19日)
 - ・55歳を超える職員(一般職本給表(二)にあたっては57歳)で、標準の勤務成績以上の者に限り、昇給後の号給の1号給上位の号給との差額を特例措置として支給(平成28年3月31日まで)
 - ・優れた教育成果及び研究成果を挙げた者に対する手当を新設
- 特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした(職員について)
 - ① 教育職本給表(二)(三)及び医療職本給表(一)(二)の適用を受ける者以外
 - ・実施期間:平成24年6月1日～平成26年3月31日
 - ・俸給表関係の措置の内容:月例給を職務の級に応じて4.77%～9.77%減額支給
 - ・諸手当関係の措置の内容:地域手当及び広域異動手当を職務の級に応じて4.77%～9.77%減額支給、管理職手当を10%、期末・勤勉手当を9.77%減額支給
 - ② 教育職本給表(二)(三)の適用を受ける者
 - ・実施期間:平成25年8月1日～平成26年3月31日
 - ・俸給表関係の措置の内容:月例給を職務の級に応じて4.35%～9.77%減額支給
 - ③ 国と異なる措置の内容
 - ・医療職本給表(一)(二)の適用を受ける者(医療系技術職員及び看護職員)は除く。
 - ・給与減額支給措置を受ける職員については、地域手当の支給率を2%で支給
 - ・平成25年4月1日(教育職本給表(二)(三)の適用を受ける者にあつては平成25年8月1日)に遡って支給減額率を0.25%緩和した額を、給与減額緩和措置一時金として支給
- (役員について)
 - ・実施期間:平成24年6月1日～平成26年3月31日
 - ・俸給表関係の措置の内容:報酬を9.77%減額支給
 - ・諸手当関係の措置の内容:地域手当及び期末特別手当を9.77%減額支給
 - ・国と異なる措置の内容:地域手当の支給率を2%で支給

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1,291	43.2	5,873	4,416	56	1,457
事務・技術	253	46.1	5,238	3,956	74	1,282
教育職種 (大学教員)	458	49.0	7,610	5,700	49	1,910
医療職種 (病院看護師)	401	35.2	4,466	3,370	56	1,096
技能・労務職種	22	51.6	4,950	3,773	69	1,177
専門行政職種	2					
指定職種	1					
教育職種 (附属高校教員)	22	47.0	6,983	5,210	57	1,773
教育職種 (附属義務教育学校教員)	33	42.8	6,470	4,841	40	1,629
医療職種 (病院医療技術職員)	99	38.6	4,888	3,690	53	1,198

<常勤職員について>

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、検査助手、看護助手等の業務を行う職種を示す。

注3:「専門行政職種」とは、URA(リサーチ・アドミニストレーター)の業務を行う職種を示す。

注4:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注5:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注6:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注7:専門行政職種については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注8:指定職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

常勤職員(年俸制)	16	39.8	4,990	3,812	50	1,178
教育職種 (特命教員)	8	39.1	5,916	4,522	25	1,394
事務・技術 (特命職員)	8	40.5	4,064	3,101	75	963

<任期付職員・在外職員・再任用職員について>

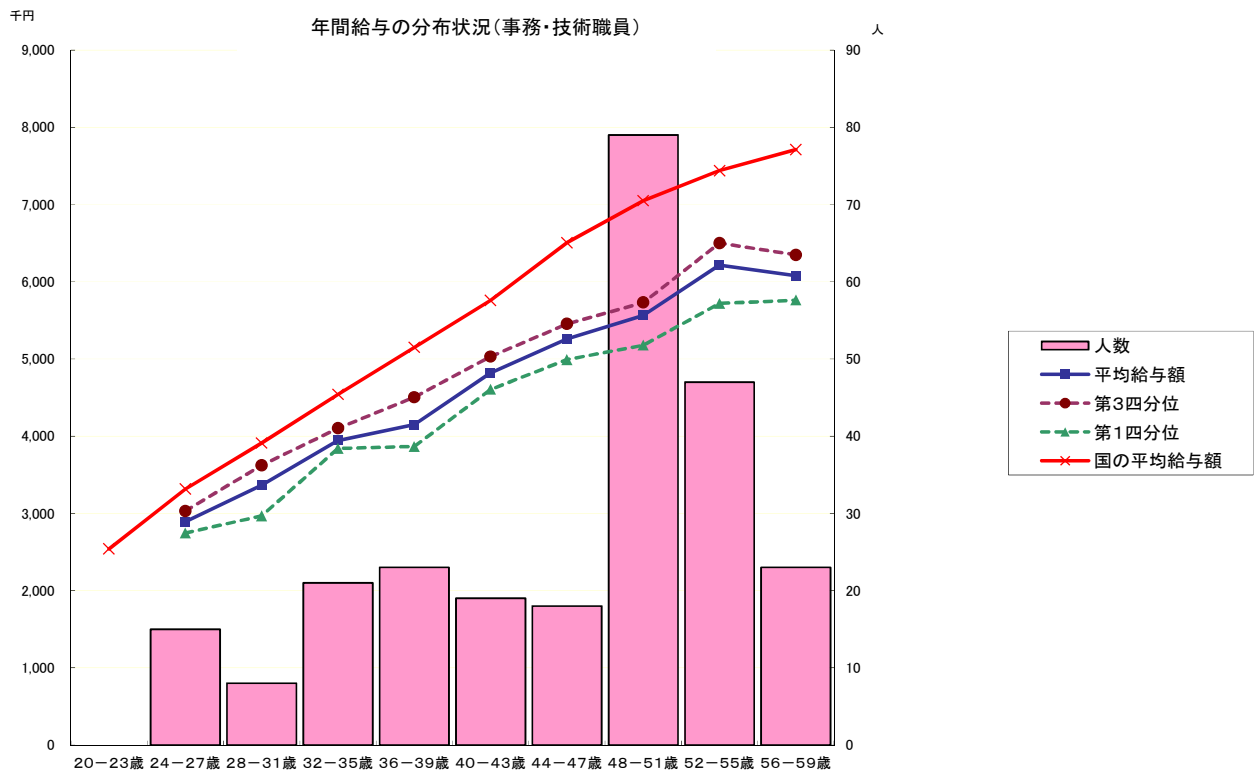
任期付職員・在外職員及び再任用職員の各区分については、該当者がいないため記載を省略した。

非常勤職員	人 81	歳 33.7	千円 3,313	千円 2,949	千円 33	千円 364
事務・技術	人 8	歳 48.3	千円 2,786	千円 2,173	千円 72	千円 613
医療職種 (病院医師)	人 48	歳 27.9	千円 3,010	千円 3,010	千円 15	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 17	歳 43.0	千円 4,373	千円 3,304	千円 62	千円 1,069
教育職種 (大学教員)	人 4	歳 33.0	千円 3,803	千円 2,912	千円 26	千円 891
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人 3	歳 32.5	千円 3,130	千円 2,384	千円 62	千円 746

<非常勤職員について>

注:技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。]



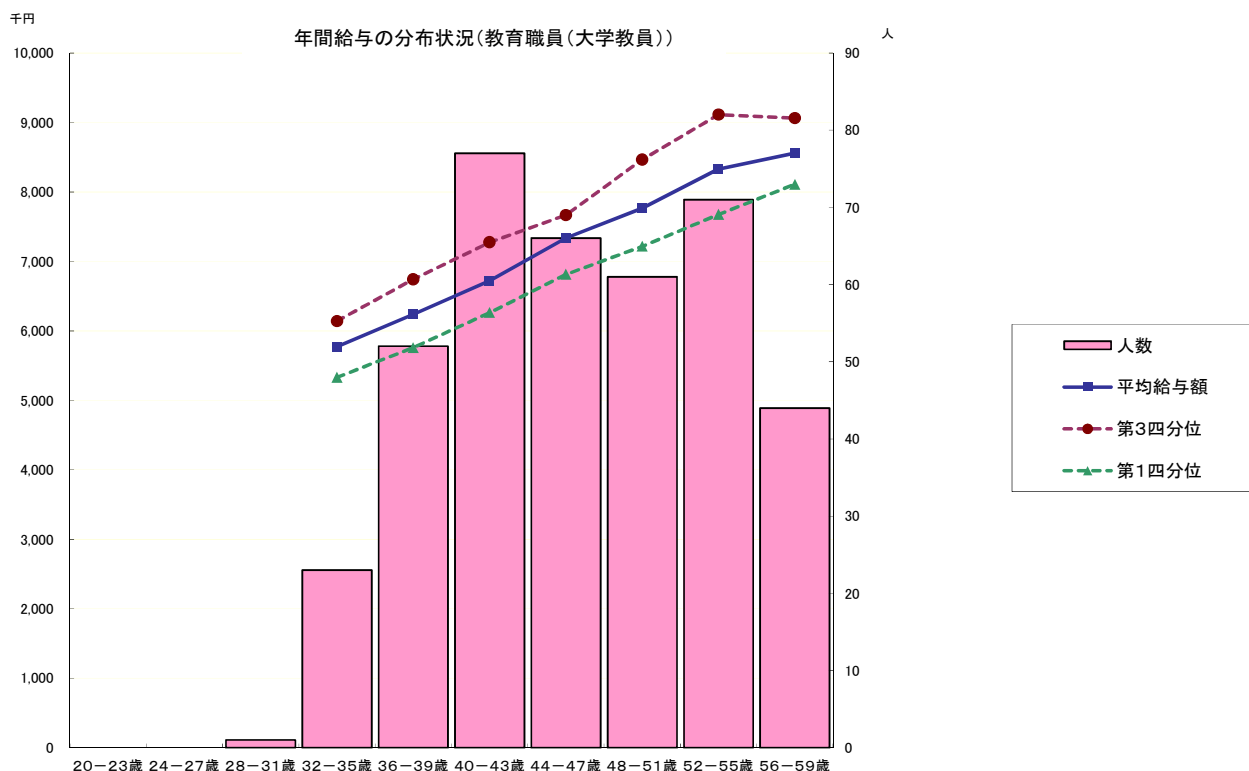
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円		千円	千円	
部長	3	54.2	-	-	8,971	-	-
課長	17	54.6	6,500	7,144	6,934	7,144	7,144
課長補佐	30	53.1	5,794	6,297	6,033	6,297	6,297
係長	103	50.4	5,203	5,763	5,523	5,763	5,763
主任	55	42.2	4,099	5,093	4,605	5,093	5,093
係員	45	32.5	2,968	3,923	3,524	3,923	3,923

注1:部長の該当者は3人のため,当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから,年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

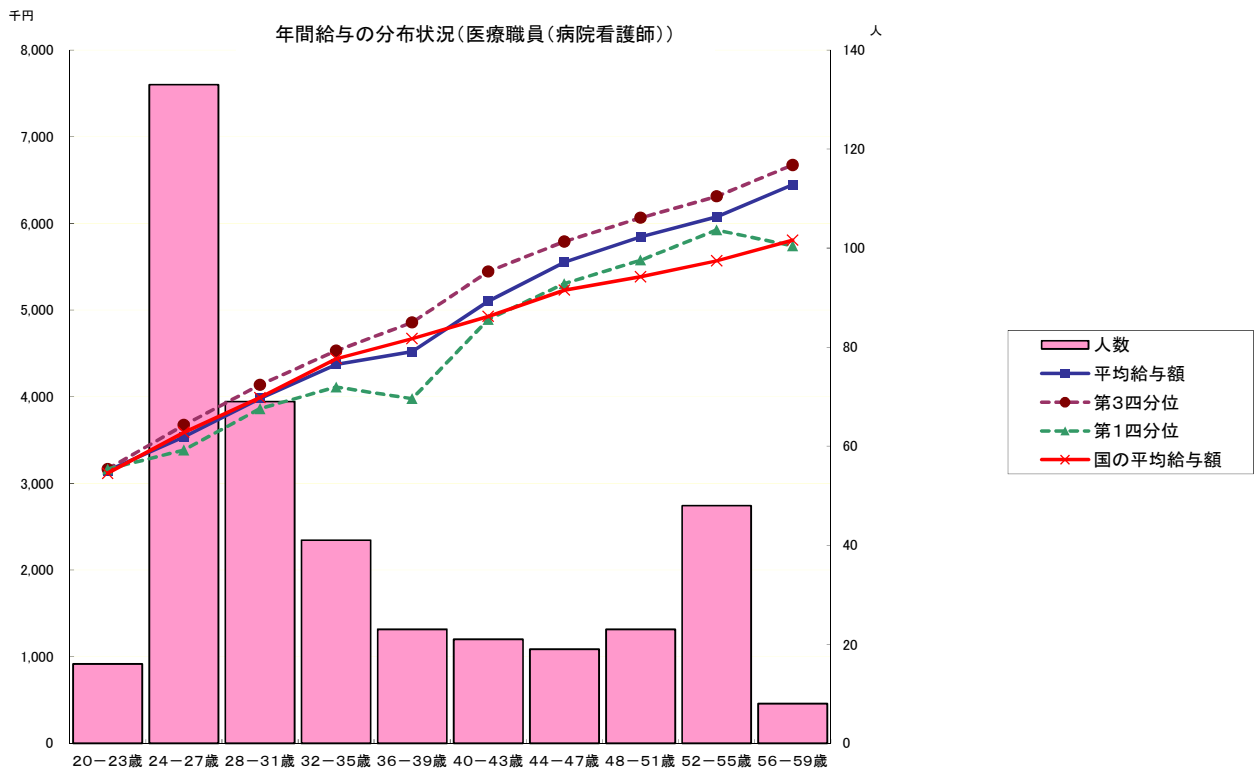
注2:「課長」には,課長相当職である「室長」を,「課長補佐」には,課長補佐相当職である「室長補佐」をそれぞれ含む。



注:年齢28～31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	170	55.7	8,370	8,829	9,235
准教授	144	46.7	7,025	7,394	7,734
講師	54	45.3	6,445	6,718	7,218
助教	83	41.5	5,603	6,008	6,353
助手	7	50.2	4,708	5,162	5,518



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
副看護部長	3	54.2	-	-	6,517	-	-
看護師長	28	52.5	6,168	6,521	6,307	6,521	6,521
副看護師長	56	47.9	5,357	6,035	5,676	6,035	6,035
看護師	314	31.2	3,459	4,303	3,996	4,303	4,303

注:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級
標準的な職位		事務局長	事務局長	部長	部長	課長	課長 課長補佐	課長補佐 係長
人員 (割合)	253 人	該当者なし () %	該当者なし () %	該当者なし () %	2 (0.8%) 人	5 (2.0%) 人	24 (9.5%) 人	56 (22.1%) 人
年齢(最高 ～最低)						57 } 50 歳	58 } 52 歳	59 } 48 歳
所定内給 与年額(最 高～最低)						千円 7,161 } 5,369	千円 5,551 } 4,360	千円 5,089 } 3,868
年間給与 額(最高～ 最低)						千円 9,282 } 7,144	千円 7,221 } 5,902	千円 6,624 } 5,183

区分	3級	2級	1級
標準的な職位	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	109 (43.1%) 人	45 (17.8%) 人	12 (4.7%) 人
年齢(最高 ～最低)	57 } 35 歳	58 } 27 歳	36 } 24 歳
所定内給 与年額(最 高～最低)	千円 4,419 } 2,866	千円 4,018 } 2,277	千円 2,447 } 2,092
年間給与 額(最高～ 最低)	千円 5,882 } 3,841	千円 4,995 } 2,968	千円 3,213 } 2,727

注:7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教 助手	助手 教務職員
人員 (割合)	458人	該当者なし (%)	170人 (37.1%)	144人 (31.4%)	54人 (11.8%)	84人 (18.3%)	6人 (1.3%)
年齢(最高 ～最低)			64歳 } 38歳	64歳 } 33歳	64歳 } 31歳	64歳 } 32歳	59歳 } 37歳
所定内給与 年額(最高～最低)			8,480千円 } 4,729千円	6,921千円 } 4,356千円	6,155千円 } 3,828千円	5,606千円 } 3,682千円	4,202千円 } 3,326千円
年間給与 額(最高～最低)			11,634千円 } 6,124千円	9,185千円 } 5,865千円	7,960千円 } 5,082千円	7,101千円 } 4,835千円	5,518千円 } 4,368千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	看護部長 副看護部長	副看護部長 看護師長	副看護師長	看護師	准看護師
人員 (割合)	401人	該当者なし (%)	該当者なし (%)	1人 (0.2%)	29人 (7.2%)	57人 (14.2%)	314人 (78.3%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)					59歳 } 40歳	55歳 } 33歳	58歳 } 22歳	
所定内給与 年額(最高～最低)					5,058千円 } 3,966千円	4,815千円 } 3,091千円	4,536千円 } 2,292千円	
年間給与 額(最高～最低)					6,958千円 } 5,355千円	6,332千円 } 4,096千円	6,063千円 } 3,026千円	

注:5級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 65.8	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.7	% 34.2	% 35.4
	最高～最低	% 44.4～33.0	% 44.7～30.5	% 44.4～31.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 67.3	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 32.7	% 34.1
	最高～最低	% 42.2～31.7	% 39.4～29.3	% 38.8～30.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 66.7	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.5	% 33.3	% 34.8
	最高～最低	% 41.8～33.2	% 38.2～22.6	% 38.3～28.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 67.6	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 32.4	% 33.8
	最高～最低	% 42.2～32.0	% 39.4～22.5	% 38.8～30.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	該当者なし
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 66.7	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 33.3	% 34.7
	最高～最低	% 42.2～32.2	% 39.4～29.7	% 38.8～31.0

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

81.4

対他の国立大学法人等

92.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

94.0

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

102.1

対他の国立大学法人等

95.5

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 81.4		
	参考	地域勘案	88.2
		学歴勘案	82.2
		地域・学歴勘案	88.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 34.8% (国からの財政支出額 12,874百万円, 支出予算の総額 36,997百万円 :平成25年度予算)		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)		
	【検証結果】 本学における給与制度は、国家公務員の給与水準を考慮し行っている。平成25年度の対国家公務員の比較指数は81.4であり、給与水準は適切なものと判断する。 【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
講ずる措置	国からの財政支出規模が大きいことから、給与水準については今後も対国家公務員指数等を考慮し、適正な給与水準の維持に努めることとする。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 102.1		
	参考	地域勘案	104.3
		学歴勘案	102.5
		地域・学歴勘案	104.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	人材確保のため、特例法を参考にした給与減額支給措置の適用外としたことにより、指数が100を上回ることとなった。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 34.8% (国からの財政支出額 12,874百万円, 支出予算の総額 36,997百万円 :平成25年度予算)		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)		
	【検証結果】 本学における給与制度は、国家公務員の給与水準を考慮し行っているが、本学では病院看護師を給与減額支給措置の適用外としているため指数が100を上回ることとなった。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。		
講ずる措置	国からの財政支出規模が大きいことから、給与水準については今後も対国家公務員指数等を考慮し、適正な給与水準の維持に努めることとする。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.2

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度) 千円	前年度 (平成24年度) 千円	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
			千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	8,468,330	8,511,219	△ 42,889	(△ 0.5)	△ 556,197	(△ 6.2)
退職手当支給額 (B)	896,265	664,860	231,405	(34.8)	274,608	(44.2)
非常勤役職員等給与 (C)	4,024,377	3,729,240	295,137	(7.9)	1,066,559	(36.1)
福利厚生費 (D)	1,713,195	1,607,721	105,474	(6.6)	248,014	(16.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	15,102,167	14,513,040	589,127	(4.1)	1,032,984	(7.3)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」の対前年度比及び増減要因

(1)「給与、報酬等支給総額」(前年度比△0.5%)

31歳以上39歳未満の職員の号給回復、給与減額緩和措置一時金の支給等を行ったが、前年度に引き続き人員削減を行ったこと及び特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連した給与減額支給措置により、0.5%の減額となった。

(2)「最広義人件費」(前年度比4.1%)

前年度に比して、給与、報酬等支給総額は減少したが、定年退職者の増及び外部資金等による非常勤職員等給与の増により、4.1%の増額となった。

IV 法人が必要と認める事項

特になし